

十勝ふるさと市町村圏基金事業  
花と緑のネットワーク促進事業補助金 補助基準

この補助基準は、花と緑のネットワーク促進事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に基づく補助金の交付決定に関し、必要な基準を定めるものである。

（補助対象者）

第1条 交付要綱第2条において規定する補助対象者は、次により取り扱うものとする。

- （1）市町村には、複数の市町村で構成する協議会、一部事務組合等を含むものとする。また、市町村のほか民間団体が構成員に含まれている場合であっても対象とする。
- （2）組合長が認める者とは、その活動が広域的な波及効果をもたらす団体とする。

（補助対象事業）

第2条 交付要綱第3条において規定する補助対象事業は、次により取り扱うものとする。

- （1）組合長が、事業主体となる団体に広域性があると認めた場合、その団体が単独市町村において行う事業であっても対象とする。
  - （2）事業主体の経費負担がない事業であっても対象とする。
  - （3）申請団体が、他の補助を受ける場合でも対象とする。
- 2 次に掲げるものに該当する事業は、補助対象外とする。

- （1）私有地における活動
- （2）単独市町村の事業

（補助対象経費）

第3条 交付要綱第4条において規定する補助対象経費は、次により取り扱うものとする。

- （1）看板とは、樹木や草花の種類を示すもの及び活動実施団体名等を示すものとする。
- （2）スコップや軍手など、作業に関する消耗品は対象としない。

（補助対象事業の採択）

第4条 申請金額合計が予算額を上回る場合、組合長は次の事項を考慮し採択するものとするが、圏域内で一体的に取り組むという観点から、事業を実施するブロックに極端な偏りが無いかについても考慮するものとする。なお、交付要綱第5条において規定する補助金額も同様に、次の事項を考慮して決定するものとする。

- （1）より複数の市町村・ブロック等が共同で実施する事業
- （2）より広域的な波及効果のある事業
- （3）前各号に該当する事業のうち、新規に行おうとする事業、また、2年目に行おうとする事業、及び、3年目に行おうとする事業